

当施設は介護保険の指定を受けています。

(指定第2892700044号)

当施設はご契約者（以下「契約者」という）に対し小規模生活単位型指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という）を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人楽久園会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県多可郡多可町八千代区俵田111番地27 |
| (3) 電話番号及びFAX番号 | TEL 0795-37-0174
FAX 0795-37-1986 |
| (4) 代表者氏名 | 上野 仁久 |
| (5) 設立年月日 | 昭和58年3月8日 |
| (6) インターネットアドレス | URL http://www.rakuenkai.or.jp
E-mail info@rakuenkai.or.jp |

2. ご利用施設の概要

- | | | |
|----------------------------------|-------------|---------------|
| (1) 建物の構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 地上3階 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 1200.84㎡ | (地域交流スペースは除く) |
| (3) 併設事業 | | |
| ・ 居宅介護支援事業 | 2872700014 | |
| ・ 特定施設入居者生活介護 | 2872700519 | 利用定員 60人 |
| ・ 介護老人福祉施設 | 2872700139 | 利用定員 50人 |
| ・ 短期入所生活介護 | 2872700139 | 利用定員 10人 |
| （介護予防短期入所生活介護） | | |
| ・ ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護（空床型） | 2872700568 | |
| ・ 訪問介護（介護予防訪問介護） | 2872700188 | |
| ・ 通所介護（介護予防通所介護） | 2872700196 | 利用定員 30人 |
| ・ 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護） | 2872700311 | 利用定員 9人 |
| | 2892700101 | 利用定員 9人 |
| ・ 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護） | 2892700010 | 利用定員 3人 |
| ・ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護） | 2892700028 | 利用定員 25人 |
| | 2892700069 | 利用定員 25人 |
| ・ 軽費老人ホーム | | 利用定員 22人 |
| ・ 小規模保育事業 | | 利用定員 9人 |

3. ご利用施設

(1) 施設の種類

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 平成26年4月1日新規指定

(2) 施設の目的

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、契約者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため施設サービス計画に基づき契約者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、契約者の日常生活を支援する。各ユニット（居室及び当該教室に近接して設けられている共同生活室等）において契約者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるように支援する。

(3) 施設の名称

特別養護老人ホーム ゆりの荘

(4) 施設の所在地

兵庫県多可郡多可町八千代区俵田111番地27

交通機関 * JR加古川線西脇市駅下車神姫バス大屋行き俵田下車徒歩5分
* 中国道滝野社インターより車で20分

(5) 電話番号及びFAX番号

TEL 0795-37-0174

FAX 0795-37-1986

(6) 施設長（管理者）氏名

上野 仁久

(7) 当施設の運営方針

- ① 契約者の意思及び人格の尊重を支援の基本姿勢とします。
- ② 契約者が自立(自律)した日常生活が送れるよう、また生きがいのある楽しい生活が送れるよう支援します。
- ③ 契約者に、安心して安らぎのある生活を送っていただけるよう家庭的な雰囲気を大切にします。

(8) 開設年月

平成16年7月1日

(9) 入所定員

20人（1ユニット10名×2）

4. 施設利用対象者

(1)・優先入所の対象となる高齢者等の方

優先入所の対象となる高齢者等の方は、入所申込者のうち、要介護3から5までの要介護者及び、要介護1又は2であって特例入所の要件に該当する方のうち、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な高齢者の方が対象となります。

・特例入所の要件に該当する方

要介護1又は2であって、次のAからCのいずれかに該当することにより、居宅において日常生活を営むことが困難であるなどの事由が認められる高齢者等の方が対象となります。

- A. 認知症がある者であって、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡb以上であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- B. 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- C. 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

(2) 入所契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出を

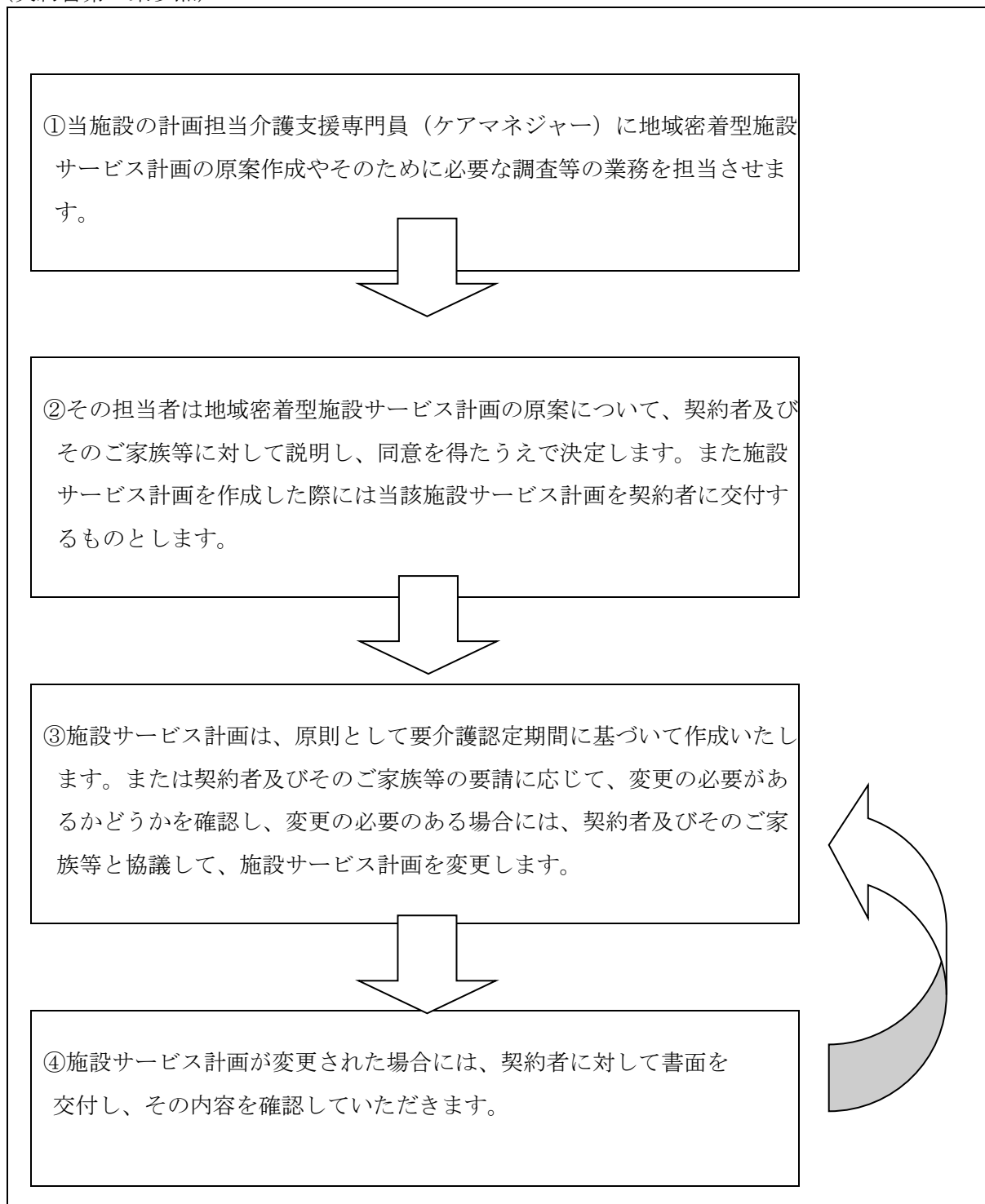
お願いする場合があります。

このような場合には、契約者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「地域密着型施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。

「地域密着型施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。
(契約書第2条参照)



6. 居室の概要

(1) 居室等の概要

居室は、全てトイレ付きの個室です。

居室・設備の種類	室数	備 考
個室	20室	18.06～18.42㎡
リビングルーム	2室	37.20㎡×2
談話スペース	4室	30.45㎡×2 19.98㎡×2
パントリー	2室	14.40㎡×2
ゲストルーム	1室	22.68㎡
和室	2室	9.71㎡×2
浴室	3室	一人浴槽×2 三人浴槽

(2) 居室に関する特記事項

各室洗面、トイレ、電動ベッドを設置いたします。

(3) 居住費 2,066円

7. 職員の配置状況

当施設では、契約者に対して施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。日中についてはユニットごとに常時1名以上の介護職員または看護職員を配置しています。夜間及び深夜においては2ユニットごとに1名以上の介護職員または看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置しています。ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置しています。

(1) 主な職員の配置状況

職 種	配置人員
1. 施設長（管理者）	兼1
2. 生活相談員	兼1
3. 介護職員	9人以上
4. 看護職員	兼3
5. 機能訓練指導員	兼1
6. 介護支援専門員	兼2
7. 医師	(3)
8. 管理栄養士	兼1
9. 事務員	兼1
10. 作業療法士	(1)

(2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
1. 施設長	9:00～18:00
2. 生活相談員	9:00～18:00
3. 介護職員	早出： 6:45～15:45 日勤： 9:45～18:45 遅出：13:30～22:30 夜勤：22:00～ 7:00
4. 看護職員	日勤：9:00～18:00
5. 管理栄養士	9:00～18:00
6. 介護支援専門員	9:00～18:00
7. 機能訓練指導員	9:00～18:00
8. 医師	隔週火曜日 13:30～15:30 隔週水曜日 13:30～15:30
9. 作業療法士	隔週水曜日 15:00～16:30

* 勤務体制については若干変更する場合があります。

(3) 配置職員の職種

- ① 施設長 施設の業務を統括します。
- ② 生活相談員 契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- ③ 介護職員 契約者の日常生活上の介護、生活の充実に対する支援並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
- ④ 看護職員 主に契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
- ⑤ 機能訓練指導員 契約者の個別機能訓練を担当します。
- ⑥ 介護支援専門員 契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- ⑦ 管理栄養士 契約者に対して栄養ケアマネジメントに基づき食事を提供します。
- ⑧ 医 師 契約者に対して健康管理・療養上の指導を行います。
- ⑨ 作業療法士 契約者の機能回復訓練を行い、機能維持及び予防に必要な訓練に従事します。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

① サービスの概要

ア 食事

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養及び契約者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適時適温による食事を提供します。
- ・ 契約者ごとの摂食、嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、契約者の状態に応じた栄養支援を計画的に行います。
- ・ 契約者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行います。
- ・ 契約者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、契約者がその心身の状況に応じてできるかぎり自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保します。
- ・ 食事時間 朝食 8：00～、昼食 12：00～、夕食 18：00～

イ 入浴

- ・ 契約者が心身の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことが出来るよう、適切な方法により、入浴の機会を提供します。ただし、止むを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えます。
- ・ 入浴は原則として一人浴槽を使用します。

ウ 排泄

- ・ 契約者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行います。
- ・ おむつを使用せざるをえない契約者については、排泄の自立を図りつつ、適切におむつ交換を行います。

エ 機能訓練

- ・ 作業療法士、機能訓練指導員、リハビリ担当者により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- ・ ケアプランに基づき、個別リハビリを計画的に実施します。

オ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、契約者の意思、ご家族の希望を尊重して健康管理を行います。
- ・ 看護職員を、最低基準を1人以上上回って配置し、24時間連絡体制を確保し、看取りに関する指針に基づき契約者の皆様の重度化に対応いたします。

カ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、離床を計画的に行い生きがいのある生活を支援します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容・洗面が行われるよう支援します。
- ・ 口腔衛生の支援体制を整備し、契約者ごとの状態に応じた口腔衛生の支援を行います。

キ 定例行事及び全員参加するレクリエーション

② サービス利用料金（1日あたり）（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。）

ア サービス利用料金表（個室）：基準

◎介護保険負担割合証の利用者負担の割合が1割の方

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 サービス料金	9,540円	10,350円	11,210円	12,040円	12,840円
2 うち、介護保険から給付される金額	8,586円	9,315円	10,089円	10,836円	11,556円
3 サービス利用に係る自己負担額（1-2）	954円	1,035円	1,121円	1,204円	1,284円
4 居住費	2,066円				
5 食費	1,445円				
6 自己負担額計	4,465円	4,546円	4,632円	4,715円	4,795円

◎介護保険負担割合証の利用者負担の割合が2割の方

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 サービス料金	9,540円	10,350円	11,210円	12,040円	12,840円
2 うち、介護保険から給付される金額	7,632円	8,280円	8,968円	9,632円	10,272円
3 サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1,908円	2,070円	2,242円	2,408円	2,568円
4 居住費	2,066円				
5 食費	1,445円				
6 自己負担額計	5,419円	5,581円	5,753円	5,919円	6,079円

◎介護保険負担割合証の利用者負担の割合が3割の方

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 サービス料金	9,540円	10,350円	11,210円	12,040円	12,840円
2 うち、介護保険から給付される金額	6,678円	7,245円	7,847円	8,428円	8,988円
3 サービス利用に係る自己負担額（1-2）	2,862円	3,105円	3,363円	3,612円	3,852円
4 居住費	2,066円				
5 食費	1,445円				
6 自己負担額計	6,373円	6,616円	6,874円	7,123円	7,363円

保険者（市町）への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、利用者負担の軽減措置がありますので、実際に負担していただく額が以下のとおりになります。

イ サービス利用料金表（個室）：2段階

契約者の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 サービス料金	9,540 円	10,350 円	11,210 円	12,040 円	12,840 円
2 うち、介護保険から 給付される金額	8,586 円	9,315 円	10,089 円	10,836 円	11,556 円
3 サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	954 円	1,035 円	1,121 円	1,204 円	1,284 円
4 居住費	880 円				
5 食費	390 円				
6 自己負担額計	2,224 円	2,305 円	2,391 円	2,474 円	2,554 円

ウ サービス利用料金表（個室）：3段階－①

契約者の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 サービス料金	9,540 円	10,350 円	11,210 円	12,040 円	12,840 円
2 うち、介護保険から 給付される金額	8,586 円	9,315 円	10,089 円	10,836 円	11,556 円
3 サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	954 円	1,035 円	1,121 円	1,204 円	1,284 円
4 居住費	1,370 円				
5 食費	650 円				
6 自己負担額計	2,974 円	3,055 円	3,141 円	3,224 円	3,304 円

エ サービス利用料金表（個室）：3段階－②

契約者の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 サービス料金	9,540 円	10,350 円	11,210 円	12,040 円	12,840 円
2 うち、介護保険から 給付される金額	8,586 円	9,315 円	10,089 円	10,836 円	11,556 円
3 サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	954 円	1,035 円	1,121 円	1,204 円	1,284 円
4 居住費	1,370 円				
5 食費	1,360 円				
6 自己負担額計	3,684 円	3,765 円	3,851 円	3,934 円	4,014 円

- ・ 上記のサービス利用自己負担額の中には看護体制加算（Ⅰ）12 円（Ⅱ）23 円の 35 円を含んでいます。
- ・ 上記のサービス利用自己負担額の中には日常生活継続支援加算 46 円を含んでいます。
- ・ 上記のサービス利用自己負担額の中には栄養マネジメント強化加算 11 円を含んでいます。
- ・ 上記のサービス利用自己負担額の中には夜勤職員配置加算 46 円を含んでいます
- ・ 個別機能訓練計画を作成していない契約者には、1 日につき 12 円を上記料金から差し引きます。（上記のサービス利用自己負担額の中には個別機能訓練加算 12 円を含んでいます。）
- ・ 精神科を担当する医師による定期的な療養指導を月に 2 回以上行う、精神科医療養指導加算 5 円を含んでいます。
- ・ 上記のサービス利用自己負担額の中には介護職員等処遇改善加算Ⅰ（単位の 14.0%）を含みます。
- ・ 入所された日から起算して 30 日以内の期間については初期加算として、1 日につき 30 円が加算されます。また 30 日を超える入院後再び当施設に入所される場合も同様です。

- ・ 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施する管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。当施設では、歯科衛生士による口腔ケアを月2回実施します。口腔衛生管理加算（Ⅰ）1月に90円は、サービス利用負担額の中に含まれていません。
 - ・ 上記のサービス利用自己負担額の中には科学的介護推進体制加算（Ⅱ）1月に50円は含まれていません。
 - ・ 上記のサービス利用自己負担額の中には生産性向上体制推進加算（Ⅰ）1月に100円は含まれていません。
 - ・ 上記のサービス利用自己負担額の中には協力医療機関連携加算（Ⅰ）1月に100円は含まれていません。
 - ・ 上記のサービス利用自己負担額の中には高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）1月に10円は含まれていません。
 - ・ 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
 - ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。
 - ・ 一時外泊について（契約書第23条参照）は外泊期間中、全食とられない日数分の食事に係る負担額は利用料金から差引きます。但し、その間の居住費につきましては、負担額をお支払いいただきます。
 - ・ 契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。
 - ・ 上記の金額の外、利用者負担額第四段階(基準)の方については、1日120円を超える居室の光熱水費を徴収させていただきます。
 - ・ 看取り介護加算として、死亡日1280円、死亡日の前日・前前日680円、死亡日4日前～30日前の間1日144円、死亡日45日前～31日前の間1日72円いただく場合があります。
- (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）
以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。
- ① サービスの概要と利用料金
- ア 契約者が使用する居室料
契約者のご利用いただくユニット型の居室を提供します。
利用料金：居室にかかわる料金は1日当り2,066円
- イ 契約者に対する食事の提供
契約者の栄養状態に適した食事を提供します。
利用料金：1日当り1,445円
- ウ 特別な食事の提供

契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：特別な食事のために要した追加の費用

エ 理髪・美容

理容師・美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

オ 貴重品の管理

契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：契約者の指定する金融機関に預けられている預金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書
- 保管管理者：施設長
- 出納方法：手続の概要は以下の通りです。
 - ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・ 保管管理者は出入金の都度出入金記録を作成し、その写しを契約者（家族）へ2か月に1度配布(送付)します。
- 利用料金：月1,000円

カ レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

材料代等の実費をいただくことがあります。

キ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には無料でお渡しいたします。

ク 日常生活

日常生活用品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

衣服、スリッパ、歯ブラシ等、日常生活用品の購入はご希望により代行いたします。費用としては、代金の実費をいただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

ケ 契約者の移送に係る費用

施設が契約者の健康管理上必要と認めた通院や入退院の移送サービスを無料で行います。

コ 契約書第21条に定める所定の料金

契約者が、本来の契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（食事の提供に要する費用・居住費を含む）

利用者負担の割合が1割の方（1日）

契約者の介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
利用料金	13,051 円	13,861 円	14,721 円	15,551 円	16,351 円

☆ 契約者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合、前回の要介護認定期間中の介護度に応じた上記の金額をいただきます。なお、この期間中において、介護保険による給付があった場合には、上記の表により計算した金額からこの介護保険給付額を控除することといたします。

☆ 経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

① 窓口での現金支払

② 下記指定口座への振り込み

三井住友銀行 西脇支店 普通預金 口座番号 3202124

みのり農業協同組合 八千代支店 普通預金 口座番号 5721994

③ 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：兵庫県信用組合、みのり農業協同組合、ゆうちょ銀行

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	西脇市立西脇病院
所在地 電話番号	西脇市下戸田 6 5 2 番地の 1 0795-22-0111
診療科	内科、精神科、脳神経内科 消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、血液内科、小児科、外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科・歯科口腔外科、病理診療科、救急診療部、認知症疾患医療センター、糖尿病内科

医療機関の名称	加西市立加西病院
所在地 電話番号	加西市北条町横尾 1-1 3 0790-42-2200

診療科	総合内科、循環器内科、消化器内科、脳神経内科、呼吸器内科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、産婦人科、小児科、泌尿器科、眼科、精神科、皮膚科、放射線科、麻酔科、病理科
-----	--

医療機関の名称	多可赤十字病院
所在地 電話番号	多可郡多可町中区岸上 2 8 0 番地 0795-32-1223
診療科	総合診療科、内科、外科、泌尿器科、整形外科、婦人科、眼科、小児科、皮膚科、麻酔科、もの忘れ・こころ外来

医療機関の名称	加東市民病院
所在地 電話番号	加東市家原 8 5 0795-42-5111
診療科	内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、神経内科、外科、小児科、整形外科、リハビリテーション科、泌尿器科、皮膚科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	棚倉歯科医院
所在地 電話番号	多可郡多可町八千代区中野間 1093-10 0795-37-1708

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者に退所していただくこととなります。（契約書第 15 条参照）

- ① 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合、また、制度改正後に要介護 3 以上で新規入所したのち要介護 1・2 に状態が改善された場合、ただし、すでに入所している要介護 1・2 の人（要介護 3 以上から要介護 1・2 に状態が改善された場合も含む）や制度改正後に要介護 3 以上で新規入所したのち要介護 1・2 に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば引き続き入所措置が設けられている。
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間内であっても、契約者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約・解除届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時に際して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月（最低 6 か月）以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ 契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合
- ⑦ 事業者からの解約は、やむを得ない場合のみとし、1 ヶ月以上の期間を置き、理由を通知することと致します。

(3) 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 20 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3 か月以内の入院の場合

当初から 3 か月以内の退院が見込まれて、実際に 3 か月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

料金につきましては入院の翌日から当該月 6 日間（当該入院が月をまたがる場合は最大で 12 日間）の範囲内で、実際に入院した日数分の利用料金 1 日あたり 246 円、居住費として 1 日 2,066 円をご負担頂きます。但し、介護保険負担軽減の認定を受けておられる方は、居住費は月 6 日までとします。

② 3 か月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月を超えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。ただし、契約を解除した場合であっても3か月以内に退院された場合には、再び当施設に入所することができるよう努めます。しかし、当施設が満室の場合には、ショートステイを利用できるように努めます。

③ 3か月を超えて入院した場合

3か月を超えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(4) 円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

契約者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- 病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 身元引受人

(1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。

しかしながら、契約者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。

(2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

(3) 身元引受人は、契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。

また、こればかりではなく、契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後の契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。

(4) 契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、また高価品は除外します）の引き取り等の処理についても身元引受人がその責任で行う必要があります。

貴重品として施設が預っているもの並びに金銭や預金通帳や有価証券その他高価品などは残置品に含まれず、相続手続に従ってその処理を行なうことになります。

また、契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残された契約者の残置品を契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。

これらの引取り等の処理にかかる費用については、契約者または身元引受人にご負担いただくこととなります。

(5) 身元引受人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、契約者にご協力をお願いする場合があります。

(6) 身元引受人がご希望された場合には、利用料金の変更、施設サービスの変更等についてご通知させていただきます。

体的拘束等の態様及び時間、その際の緊急やむを得ない理由の記録を行います。

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員・その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

- ⑦ 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。

ただし、契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に、心身等の情報を提供します。

また、契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、契約者の同意を得ます。

- ⑧ 契約者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ・虐待防止のための指針を整備します。
- ・虐待防止のための定期的な研修を実施します。
- ・サービス提供中に当該施設職員又は養護者による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

- ⑨ 暴力団等の影響の排除の徹底を図ります。

- ・当該法人の役員・施設の管理者及び職員は、暴力団員であってはならない。
- ・施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

- ⑩ ハラスメント対策の徹底を図ります。

- ・施設は、施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上、必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

13. 施設利用契約者の留意事項

- (1) 持ち込みの制限

契約者の生活様式を尊重しできるだけご相談に応じますが、施設管理上お断りすることがあります。

- (2) 訪問

訪問はいつでもご都合のよいときにお出でください。

なお、来訪される場合、契約者の身体の状況に応じ食物等の持ち込みをご遠慮いただく場合があります。

- (3) 外出・外泊（契約書第23条参照）

外出、外泊をされる場合は、2日前までにお申し出下さい。

葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。但し、外泊日数については自由ですが、原則として最長で月6日（月をまたがる場合は、最長で連続12日）1日につき246円と居住費1日2,066円をご負担いただきます。（帰省日・帰園日は除きます）

- (4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条・第11条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護については、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

14. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し、速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

事故状況及び事故に際して、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとします。

15. 損害賠償について

- (1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者側に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任額を減じる場合があります。

- (2) 事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者（その家族，身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行なったことにもつぱら起因して障害が発生した場合
- ② 契約者（その家族，身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行なったことにもつぱら起因して障害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して障害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行なった行為にもつぱら起因して障害が発生した場合

令和 年 月 日 : ~

説明場所

指定介護老人福祉施設での入所サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設

説明者職名

氏名

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者兼利用者

住所

氏名

身元引受人

住所

氏名

(契約者との続柄)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名

(契約者との関係)

立会人

住所

氏名

(契約者との続柄もしくは関係)